介護予防通所リハビリテーション 加算料金表 (介護保険)

2021年4月~

加算料金(介護保険)	1割負担	2割負担	3割負担	単位
科学的介護推進体制加算	' 同	는 H 전 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2 H 2	¥120 /	
ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る	Ī			
事業所評価加算	¥120	¥240	¥360 /	/月
厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算。	ŦĒ.	······································	.	
運動器機能向上加算	¥225	¥450	¥675 /	/月
運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーショ	ンを行った場合	加算。		
栄養アセスメント加算	¥50	¥100	¥150 ,	/月
管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施、利用者・家族に説明相談等に応じ	る。厚労省に情報を	提出・有効実施に活	5月した場合加算。	
栄養改善加算	¥200	¥400	¥600 /	/月
低栄養状態又はそのおそれのある方に、改善等を目的として個別的に実施	される栄養食事相	談等の栄養管理	を行った場合加算	章。
口腔機能向上加算(I)	¥150	¥300	¥450 /	
口腔機能の低下又はそのおそれがある方にその向上を目的として個食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施した場合加算(月2回)。	別的に実施され	いる口腔清掃の	指導若しくは実施	施又は摂
及・燃 下域能に関する訓練の指導・美心した場合加昇(月2回)。 ロ腔機能向上加算(Ⅱ)	¥160	¥320	¥480 /	/同
口腔機能指導向上加算(I)、口腔機能改善管理計画等の情報を厚		······ā	·····	
り当該情報を有効に活用した場合加算。	エカ関目に従山	1、口肚饭形凹口	Ly—LXW X	心にめた
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	¥480	¥960	¥1,440 /	/月
①運動器機能向上・栄養改善②運動器機能向上・口腔機能向上③対	-			
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	¥700	¥1,400	¥2,100 ,	/月
運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上の全てを実施した場合加		\/.	\/00.4	4 🗖
サービス提供体制強化加算 (要支援1) 厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算	¥88	¥176	¥264 /	/月
	V/170	V050	\/F00	<u> </u>
サービス提供体制強化加算 (要支援2) 厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算	¥176	¥352	¥528 ,	/ 月
字生カ働人民が足める基準に過っしている場合加昇 生活行為向上リハビリテーション実施加算 (6月以内)	¥562	¥1,124	¥1,686	∠ 日
上活行為の内容の充実のための目標、それを踏まえたリハビリの実		を定めた場合等		
利用開始日の属する月から12月を超えて利用した場合(要支援1)	ル・久旭 H 色 自 ¥-20		¥-60 ,	/ 日
利用開始日の属する月から12月を超えて利用した場合(要支援2)	¥-40	¥-80	¥−120 /	
令和3年4月1日起算 令和4年4月1日で判断	1 10	1 00	1 120	/ 3
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	¥20	¥40	¥60	<u> </u>
利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔・栄養状態を確認、その情幸				
ロ腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	¥5		¥15 ,	
栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合で、口腔状態か栄養状態のいずれかを確認、その情報を介護支援専門員に文書で提供した場合(6月に1回)				
介護職員処遇改善加算(I)	算定した	<u>:単位数に4.79</u>	%を乗じた単位	立数
介護職員等特定処遇改善加算(I)		-単位数に2.09		
通常の事業実施地域を超えた地域の利用者に行った場合		5%加		